第1 防災組織に関する資料

資料 1 - 1 秋田市防災会議条例

昭和38年3月15日 条例第8号 改正 昭和50年10月3日 条例第15号 "昭和53年3月29日 条例第12号 "平成5年6月28日 条例第25号 "平成8年3月25日 条例第14号 "平成9年12月18日 条例第42号 "平成12年3月27日 条例第6号 "平成16年3月23日 条例第9号 "平成16年12月24日 条例第125号 "平成24年10月3日 条例第48号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第5項の規定に基づき秋田市防災会議(以下「防災会議」という。)の組織および所掌事務を定めることを目的とする。

(所掌事務)

- 第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 秋田市地域防災計画を作成し、およびその実施を推進すること。
 - (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
 - (3) 全号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する 事務。

(会長および委員)

- 第3条 防災会議は、会長および委員をもって組織する。
- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから当該機関の長の承認を得て市長が任命する者
 - (2) 市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊の長が指名する自衛官のうちから市長が任命する者
 - (3) 秋田県知事の部内の職員のうちから知事の承認を得て市長が任命する者

- (4) 秋田県警察官のうちから、警察本部長の承認を得て市長が任命する者
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 秋田市教育長
- (7) 秋田市消防長および消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから当該機関の長の承認を得て市長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項に規定する委員の定数は、60人以内とする。
- 7 第5項第8号および第9号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項に規定する委員は、再任されることができる。

(専門委員)

- 第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、秋田県の職員、市の職員、関係指定公共機関 の職員、関係指定地方公共機関の職員および学識経験のある者のうちから、市長が任命 する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他の運営に関し必要な事項は、 会長が防災会議にはかって定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1-2 秋田市防災会議運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、秋田市防災会議条例(昭和38年秋田市条例第8号以下「条例」という。) 第5条の規定に基づき、秋田市防災会議(以下「防災会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務代理)

第2条 条例第3条第4項の規定により、会長の職務を代理する委員は、副市長をもって 充てる。

(防災会議の召集)

第3条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係職員の出席)

第4条 防災会議は、必要により関係職員の出席を求め説明又は意見を聞くことができる。

(書 記)

- 第5条 防災会議に書記若干人を置く。
- 2 書記は、市の職員の中から会長が任命する。
- 3 書記は、会長の命を受け、庶務に従事する。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

資料1-3 秋田市防災会議委員

平成31年3月現在 委員数53名

区分	機関名	職名
会長	秋田市	市長
1号委員	東北森林管理局秋田森林管理署	署長
11	東北農政局秋田県拠点	総括農政推進官
]]	東北地方整備局秋田港湾事務所	沿岸防災対策官
"	秋田地方気象台	次長
"	秋田海上保安部	次長
11	東北地方整備局秋田河川国道事務所	所長
	陸上自衛隊第21普通科連隊	第1中隊長
11	陸上自衛隊秋田駐屯地業務隊	文書係
3号委員	秋田地域振興局	局長
"	秋田地域振興局建設部	部長
"	秋田地域振興局農林部	部長
4号委員	秋田中央警察署	署長
"	秋田臨港警察署	署長
11	秋田東警察署	署長
5号委員	秋田市	副市長
"	秋田市	副市長
"	秋田市	総務部長
"	秋田市	危機管理監
"	秋田市	企画財政部長
11	秋田市	観光文化スポーツ部長
"	秋田市	市民生活部長
"	秋田市	福祉保健部長
11	秋田市	保健所長
11	秋田市	子ども未来部長
11	秋田市	環境部長
11	秋田市	産業振興部長
11	秋田市	建設部長
"	秋田市	都市整備部長
"	秋田市	会計管理者
"	秋田市	上下水道事業管理者
, ,,,	秋田市	保健予防課長

区分	機関名	職名
6号委員	秋田市教育委員会	教育長
7号委員	秋田市消防本部	消防長
"	秋田市消防団	消防団長
8号委員	日本郵便株式会社 秋田中央郵便局	局長
"	東日本旅客鉄道株式会社 秋田支社	安全企画室長
"	東日本電信電話株式会社 秋田支店	支店長
"	日本赤十字社 秋田県支部	参事
"	日本放送協会 秋田放送局	放送部長
"	東北電力株式会社 秋田電力センター	所長
"	株式会社秋田放送	取締役経営推進局長
"	秋田テレビ株式会社	総務局長
"	秋田朝日放送株式会社	総務局長
"	株式会社エフエム秋田	放送本部長
"	一般社団法人秋田市医師会	会長
<i>II</i>	東部瓦斯株式会社 秋田支社	取締役支社長
"	一般社団法人秋田県LPガス協会 秋田中央協議会	会長
"	株式会社NTTドコモ東北支社 秋田支店	支店長
9号委員	秋田市自主防災組織連絡協議会	会長
"	秋田市連合婦人会	副会長
"	特定非営利活動法人子育て応援Seed	理事長
"	秋田大学地方創生センター	教授

資料 1 - 4 秋田市災害対策本部条例

昭和59年9月20日 条例第23号 改正 平成8年3月25日 条例第14号 "平成24年10月3日 条例第47号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に 基づき、秋田市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものと する。

(組織)

- 第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、所属の職員 を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、本部の事務に従事 する。

(部)

- 第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれにあたる。
- 4 部長は部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

- 第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長および現地災害対策本部員その他の職員 を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1 - 5 秋田市災害対策本部運営規程

昭和60年4月12日

改正 昭和61年4月15日

" 平成8年11月28日

" 平成16年3月1日

" 平成19年12月10日

" 平成21年3月9日

" 平成24年3月16日

" 平成26年4月1日

ル 平成29年6月30日

y 平成30年10月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田市災害対策本部条例(昭和59年条例第23号)第5条の規定に基づき秋田市災害対策本部(以下「本部」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部の位置)

第2条 本部は、秋田市役所本庁舎に置く。

(副本部長および本部員)

- 第3条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長をもって充てる。
- 2 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、別表一に掲げる職にある者をもって充 てる。

(本部員会議)

- 第4条 本部員会議は、災害対策本部長(以下「本部長」という。)副本部長および本部員 をもって構成する。
- 2 本部員会議は、災害応急対策について協議する。
- 3 本部員会議は、本部長が必要に応じて招集する。
- 4 本部長は、本部員会議の議長となる。
- 5 本部長は、必要に応じて本部員以外の職員を本部員会議に出席させることができる。

(本部連絡員)

- 第5条 本部連絡員(以下「連絡員」という。)は、別表二に掲げる職にある者をもって充 てる。
- 2 連絡員は、各部の災害に関する情報および応急対策の活動状況を本部長に報告するとともに、本部長からの連絡事項を各部の部長に伝達する。

(本部室)

- 第6条 本部が設置されたときは、直ちに本部室を開設する。
- 2 別表三に掲げる総務部部長は、本部室の事務を掌理する。
- 3 本部室は、別表三に掲げる各部の部長があらかじめ、指名した職員をもって構成する。
- 4 本部室は、本部員会議の庶務および次条第2項の規定により定める、各部の連絡調整にあたるものとする。

(部および班)

- 第7条 本部に、別表三に掲げる部および班を置くことができ、それぞれの分掌事務を行う。
- 2 本部長は必要に応じ、前項に規定する部および班以外の部、もしくは班を設け、また は、これらの一部を置かないことができる。
- 3 班長は、部長の命を受け、班員は、班長の指示により、その任にあたる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項はそのつど本部長が定めるものとする。

附 則

- この規程は、昭和60年4月12日から施行する。
- この規程は、昭和61年4月15日から施行する。
- この規程は、平成8年11月28日から施行する。
- この規程は、平成16年3月1日から施行する。
- この規程は、平成19年12月10日から施行する。
- この規程は、平成21年3月9日から施行する。
- この規程は、平成24年3月16日から施行する。
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この規程は、平成29年6月30日から施行する。
- この規程は、平成30年10月30日から施行する。

別表一 災害対策本部員

総務部長	子ども未来部長	教育長
危機管理監	環境部長	消防長
企画財政部長	産業振興部長	
観光文化スポーツ部長	建設部長	
市民生活部長	都市整備部長	
福祉保健部長	会計管理者	
秋田市保健所長	上下水道事業管理者	

別表二 災害対策本部連絡員

総務部 総務課長	環境部 環境総務課長	消防本部総務課長
企画調整部 企画調整課長	産業振興部 産業企画課長	
観光文化スポーツ部 観光振興課長	建設部建設総務課長	
市民生活部 生活総務課長	都市整備部 都市総務課長	
福祉保健部 福祉総務課長	会計課長	
秋田市保健所 保健総務課長	上下水道局 総務課長	
子ども未来部 子ども総務課長	教育委員会事務局 総務課長	

別表三 事務分担表

普	班	業務内容
総務部長)	総務班 ※(総務課長)	1 本部長および副本部長との連絡に関すること 2 市議会との連絡に関すること 3 各部ならびに協力関係機関との連絡調整に関すること 4 輸送車両の確保および配車に関すること 5 輸送協力機関への協力要請に関すること 6 避難者および負傷者の輸送に関すること 7 その他輸送全般に関すること 8 殉職者に対する慰霊措置に関すること 9 災害見舞者の応接に関すること 10 その他、他の部に属しない事項に関すること
	動員連絡班 ※(人事課長)	1 職員の動員に関すること 2 職員等の派遣要請およびあっせんに関すること 3 職員の被害調査に関すること 4 災害応急対策活動従事者(職員等)の公務災害補償に関すること
	防災対策班 ※(防災安全対策課長)	1 災害対策本部会議に関すること 2 気象予警報の受理、伝達に関すること 3 災害情報の収集総括に関すること 4 防災会議に関すること 5 災害の公示および災害報告に関すること 6 災害記録に関すること 7 応援協定締結都市等への応援要請に関すること 8 自衛隊の派遣要請に関すること 9 防災行政無線の確保に関すること 10 備蓄物資の供給に関すること 11 生活必需品の調達に関すること 12 他班に属さないり災証明に関すること 13 電気関係機関ならびに業者への協力要請に関すること
	契約班 ※(契約課長) 財産管理活用班	1 応急物資の購入、保管ならびに出納に関すること 1 市庁舎等の被害調査および応急対策に関すること
	※(財産管理活用課長)	2 市有物件の損害調査および応急対策に関すること 3 車両の確保および配車に関すること
企画財政部長)	企画班 ※(企画調整課長)	1 国会議員、各省庁関係者の応接に関すること 2 要望東情に関すること 3 外国人被災者相談窓口の開設に関すること 4 海外からの見舞い等に関すること
	広報班 ※(広報広聴課長) (情報統計課長)	1 選難および避難所等の広報に関すること 2 災害状況の広報資料等の収集作成に関すること 3 災害記録の撮影に関すること 4 報道関係機関への連絡等に関すること 5 災害情報の提供に関すること 6 その他防災上必要な広報に関すること
	財政班 ※(財政課長) (市民税課長) (資産税課長) (納税課長) (特別滞納整理課長)	1 災害関係の予算に関すること 2 救援物資の受付け、保管に関すること 3 義援金の受納に関すること 4 その他財政全般に関すること 5 税の減免措置に関すること 6 家屋の損壊等に係わるり災証明に関すること 7 税の徴収猶予に関すること
観光文化スポーツ 部 (観光文化スポー ツ部長)	観光振興班 ※(観光振興課長) 拠点センター班 ※(秋田市民交流プラザ管	1 観光振興課所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2 入浴サービスの提供に関すること 3 その他観光振興関係全般に関すること 1 鉄道利用者の待機場所に関すること

	理室長)	査および応急対策に関すること
	文化振興班 ※(文化振興課長) (秋田城跡歴史資料館事務 長) (千秋美術館事務長) (赤れんが郷土館事務長) (民俗芸能伝承館事務長) (佐竹史料館副館長)	1 文化財等の被害調査および保全対策に関すること 2 文化施設に係わる被害調査および応急対策に関すること
	(文化会館事務長) スポーツ振興班	1 スポーツ施設に係わる被害調査および応急対策に関すること
	※(スポーツ振興課長) 動物園班	2 その他スポーツ全般に関すること 1 大森山動物園所管施設の被害調査および応急対策に関すること
	※(大森山動物園事務 長)	2 飼育動物に関すること 3 入園者の避難誘導および救護に関すること
市民生活部長)	市民生活班 ※(生活総務課長) (市民課長) (国保年金課長) (特定健診課長) (後期高齢医療課長) (透明市民サービスセンター所長) (河辺市民サービスセンター所長) (河辺市民サービスセンター所長) (対野市民サービスセンター所長) (南部市民サービスセンター所長) (東部市民サービスセンター所長) (東部市民サービスセンター所長) (東部市民サービスセンター所長) (東部市民サービスセンター所長) (市民相談センター所長)	1 市民生活部所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2 死体の収容および埋火葬ならびに慰霊に関すること 3 避難所の管理運営に関すること(施設所管部局に加え、必要に応じて全庁で対応) 4 避難者名簿の作成に関すること 5 市民からの問い合わせに関すること 6 り災相談所の開設に関すること 7 防犯に関すること 8 町内会等との連絡に関すること
福祉保健部長)	長) 福祉班 ※(福祉総務課長) (障が、福祉課長) (長寿福祉課長) (保護第一課長) (保護第一課長) (介護保険課長) (監査指導室長) (地域福祉推進室長)	1 福祉保健部所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2 福祉施設(主に入所施設)に係わる被害調査に関すること 3 見舞金の給付に関すること 4 奉仕団体の派遣に関すること 5 炊き出しに関すること 6 生活必需品の供給に関すること 7 災害ボランティアの受け入れに関すること 8 災害時要援護者の避難支援に関すること 9 災害時要援護者の避難す援に関すること 10 要援護世帯のり災援護に関すること 11 義援金等の配分に関すること 12 その他福祉全般に関すること
保健部(保健所長)	食肉衛生検査班 ※(食肉衛生検査所長) 保健衛生班 ※(保健総務課長) (保健予防課長) (健康管理課長) (衛生検査課長)	1 食肉衛生検査所所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2 と畜場における食肉衛生に関すること 1 保健所所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2 医療救護の応援要請に関すること 3 防疫、消毒に関すること 4 救護所の設置に関すること 5 防疫資機材ならびに薬品の調達に関すること 6 秋田市医師会等との連絡調整に関すること 7 選業者(選集所外選業者含む)の身体および心のケアに関するこ

		と(必要に応じて他部局の保健師・栄養士も対応) 8 その他保健衛生に関すること
子ども未来部 (子ども未来部 長)	子ども班 ※(子ども総務課長) (子ども育成課長) (施設指導室長) (子ども健康課長) (子ども未来センター所 長)	1 子ども未来部所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2 児童福祉施設(民間施設)の被害調査に関すること 3 子ども未来部所管施設内における児童生徒の避難および救護に 関すること
環境部長)	環境班 ※(環境総務課長) (環境都市推進課長) (環境保全課長) (廃棄物対策課長) (総合環境センター所長)	1 環境部所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2 トイレ利用の確保に関すること 3 ごみ、し尿の処理処分に関すること 4 清掃用車両および作業員の確保に関すること 5 その他清掃全般に関すること
産業振興部長)	産業企画班 ※(産業企画課長) 商工貿易班 ※(商工貿易振興課長)	1 産業企画課所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2 農・漁業に係わる被害調査に関すること 3 農水産業に係わるり災証明に関すること 1 商工貿易振興課所管施設の被害調査および応急対策に関すること 2 秋田港本港地区周辺施設の被害調査に関すること
	企業立地雇用班	3 商業に係わる被害調査に関すること 4 り災中小企業者に対する金融措置に関すること 5 その他商業全般に関すること 6 工業に係わる被害調査に関すること 7 その他工業全般に関すること 1 出稼ぎ者からの留守家族安否情報等の問い合わせに関すること
	※(企業立地雇用課長) 農業農村振興班 ※(農業農村振興課長)	2 り災失業者の相談に関すること 1 農作物の被害防止ならびに病虫害の防除に関すること 2 家畜伝染病の予防に関すること 3 農薬、肥料、家畜飼料等の調達に関すること 4 死亡獣畜処理の相談に関すること 5 農・漁業関係者に対する資金融資等に関すること 6 その他農・漁業全般に関すること
	農地森林整備班 ※(農地森林整備課長)	1 農地・農業用施設の被害調査ならびに応急対策に関すること 2 林業に係わる被害調査に関すること 3 林業施設等の被害調査ならびに応急対策に関すること 4 その他農地・農業用施設・林業全般に関すること
	園芸振興班 ※(園芸振興センター所 長)	1 園芸作物の被害防止ならびに病虫害の防除に関すること 2 園芸作物の農薬、肥料の調達に関すること 3 園芸作物に係わる被害調査に関すること 4 園芸振興センターの被害調査および応急対策に関すること
	市場班 ※(市場管理室長)	1 卸売市場の被害調査および応急対策に関すること 2 食料品等の調達全般に関すること 3 救援物資(食料)の受付け、保管に関すること
建設部長)	道路班 ※(建設総務課長) (道路建設課長) (道路維持課長)	1 道路、橋および堤防の被害調査および応急対策に関すること 2 道路などの障害物の除去に関すること 3 通行不能箇所の表示に関すること 4 河川の被害調査および復旧に関すること 5 河川の漂流物の除去に関すること 6 各道路管理者との連絡調整に関すること 7 その他士木全般に関すること
	建築班 ※(建築課長) 公園班 ※(公園課長)	1 市有建築物ならびに施設、設備の応急対策に関すること 2 応急仮設住宅の建設工事に関すること 3 被災住宅の応急修理工事に関すること 1 公園施設に係わる被害調査および応急対策に関すること

都市整備部	都市総務班	1 部内の被害調査の集計および報告に関すること
(都市整備部長)	※(都市総務課長)	2 被災住宅の応急修理に関すること
		3 都市総務課の所管する事業に係わる被害調査および応急対策に
		関すること
	都市計画班	1 都市計画課の事業に係わる被害調査に関すること
	※(都市計画課長)	
	交通班	1 都市交通に係わる被害調査および応急対策に関すること
	※(交通政策課長)	2 交通安全対策の連絡調整に関すること
	建築指導班	1 建築物等の応急危険度判定に関すること
	※(建築指導課長)	2 その他建築相談に関すること
	住宅整備班	1 応急仮設住宅の建設計画に関すること
	※(住宅整備課長)	2 建設資金のあっせん等による被災住宅の復旧対策に関すること
	次(江七定)用床及)	3 市営住宅等の被害調査および応急対策に関すること
	都市整備班	1 駅東事務所の所管する事業に係わる被害調査および応急対策に
	※(駅東事務所長)	1 別代事務がりが目 9 分争来にはりの収音响直おより心心が見れて 関すること
上下水道部	上下水道総務班	1 上下水道災害対策本部の設置および運営に関すること
(上下水道事業 管		2 情報の収集、記録、報告および広報に関すること
理者)	(仁井田浄水場更新準備室	3 秋田市災害対策本部との連絡に関すること
(理有)	>	3 秋田印火告対衆本部との連絡に関すること 4 関係機関への応援要請および受入に関すること
	長)	
		5 車両および無線の配備と統括に関すること
	グヘルブげ	6 各課との連絡調整に関すること
	給水班	1 断水の巡回広報に関すること
	※(お客様センター所長)	2 応急給水に関すること
	(給排水課長)	3 災害による問い合わせに関すること
	復旧班	1 上水道施設の被害調査および復旧工事に関すること
	※(水道維持課長)	2 水圧、流量等の配水調整に関すること
	(水道建設課長)	3 応急給水の水質検査および衛生管理に関すること
	(下水道整備課長)	4 下水道施設の被害調査および復旧工事に関すること
	(浄水課長)	5 処理場の排水機能の確保に関すること
	(下水道施設課長)	6 農業集落排水施設の被害調査および復旧工事に関すること
-141	Whatel Astron	7個別排水施設の被害調査および復旧工事に関すること
教育部	学校教育班	1 学校施設に係わる被害調査および応急対策に関すること
(教育長)	※(総務課長)	2 児童生徒の避難および救護に関すること
	(学事課長)	3 臨時校舎の開設に関すること
	(学校教育課長)	4 学校施設に対する集団避難の受入対策の支援に関すること
	(学校適正配置推進室長)	5 り災児童、生徒の教科書、学用品の調達に関すること
		6 保健衛生および学校給食の保全措置に関すること
		7 児童生徒の心のケアに関すること
	II Metal/Calaba	8 その他学校教育全般に関すること
	生涯学習班	1 社会教育施設に係わる被害調査および応急対策に関すること
NAME I. I. I.	※(生涯学習室長)	2 その他社会教育全般に関すること
消防部	消防総務・調査班	1 部内の被害調査の集計および報告に関すること
(消防長)	※(総務課長)	2 火災原因ならびに損害調査に関すること
(消防団長)	(予防課長)	3 消防協力者の災害補償に関すること
		4 火災り災証明に関すること
		5 消防職員、団員の配食に関すること
	Halman	6 その他警防調査全般に関すること
	指揮班	1 消防職員の動員に関すること
	※(警防課長)	2 消防部隊の指揮運用に関すること
	(救急課長)	3 災害現場の連絡調整に関すること
		4 警防資機材の調達に関すること
		5 消防応援要請に関すること
	17-1- 12 min	6 その他警防指揮全般に関すること
	防ぎょ班	1 災害の防除ならびに警戒に関すること
	※(秋田消防署長)	2 避難者の誘導に関すること
	(土崎消防署長)	3 人命救助ならびに行方不明者の捜索に関すること
	(城東消防署長)	4 警戒区域の設定に関すること
	(秋田南消防署長)	5 災害現場における被害調査および報告に関すること
	Idalia I. Wali	6 その他警防活動全般に関すること
	情報収集班	1 消防通信および指令全般に関すること

※(指令課長)	2 災害情報および気象予・警報の収集、伝達に関すること 3 市民からの情報収集に関すること 4 関係機関との連絡に関すること 5 災害現場との連絡に関すること 6 災害活動状況の収集および報告に関すること
協力班	1 人員不足等各班への協力に関すること
※ (会計課長)	2 物資、機材調達等会計処理に関すること
議会・選挙管理・農業・	3 議員、各委員への報告等に関すること
監査各委員会事務局	4 その他

※は班長を表す

資料 1 - 6 秋田市災害対策基本条例

平成24年3月26日 条例第3号 改正 平成24年10月3日 条例第47号

目次

前文

第1章 総則(第1条-第4条)

第2章 自助(第5条・第6条)

第3章 共助(第7条-第9条)

第4章 公助

第1節 基本方針(第10条-第12条)

第2節 協働による災害対策の推進(第13条―第17条)

第3節 災害に強いまちづくりの推進(第18条-第25条)

第5章 雑則(第26条)

附則

平成23年3月に発生した東日本大震災は、多くの生命と財産を一瞬にして奪い、人々の暮らし、地域社会や都市機能に甚大な被害をもたらしました。この未曽有の大災害は、私たちに、自然の持つ力の大きさ、恐ろしさをまざまざと知らしめました。

人は、自然災害の発生を完全に抑えることはできません。だからこそ、私たちは、災害 による被害を最小限に食い止めるため、力を尽くさなければなりません。

災害から市民の生命と暮らしを守るためには、市が安全なまちづくりを目指した施策を講じ、地域ぐるみの防災に関する施策を推進するとともに、市に関わる全ての者の責務と 役割を明らかにし、相互に連携し、協力しあっていくことが必要不可欠です。

ここに、市と市民との適切な役割分担の下、自助・共助・公助がバランス良く融合された、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民、事業者、市その他市に関わるものの災害対策における責務および役割を明らかにするとともに、災害の予防、災害が発生した際の応急対策および災害の復旧に関する基本的な事項を定めることにより、災害対策の確立を図り、もって市民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第2条第1号に

規定する災害をいう。

- (2) 防災 法第2条第2号に規定する防災をいう。
- (3) 災害時要援護者 高齢者、障がい者その他の災害時に必要な情報を迅速かつ的確に 把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難する等の災害時の一連の行動を とることに関し支援を要する者をいう。
- (4) 自主防災組織 法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。

(基本理念)

- 第3条 災害対策への取組は、次に掲げる理念を基本として、市民、事業者および市それ ぞれが連携を図りながら行われなければならない。
 - (1) 市民および事業者(以下「市民等」という。)が、自己の責任により自らを災害から 守るという自助の理念
 - (2) 市民等が、地域において相互に助け合い、互いを災害から守るという共助の理念
 - (3) 市が、市民等を守るための施策を推進するという公助の理念

(地域防災計画への反映)

第4条 秋田市防災会議(法第16条第1項の規定により設置した防災会議をいう。)は、秋田市地域防災計画を作成するに当たっては、前条に規定する基本理念を反映させなければならない。

第2章 自助

(市民の自助)

- 第5条 市民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備えるよう努めなければならない。
 - (1) 自らが居住し、又は使用する建築物その他の工作物の安全の確保を図ること。
 - (2) 家具の転倒および物品の落下の防止のための措置を講ずること。
 - (3) 出火の防止のための措置を講ずること。
 - (4) 災害時の初期対応に必要な用具の準備を行うこと。
 - (5) 災害時に必要な飲料水、食料等の災害時に自らが必要とする物資の備蓄又は確保を図ること。
 - (6) 避難場所および避難方法を確認すること。
 - (7) 災害時の連絡先および連絡方法を確認すること。
 - (8) 防災に関する情報を取得すること。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、日常の災害対策に関し必要な事項

(事業者の自助)

- 第6条 事業者は、従業員および顧客(以下「従業員等」という。)の安全の確保のため、 次に掲げる事項について、災害に備えるよう努めなければならない。
 - (1) 事業活動で使用する建築物その他の工作物の安全の確保を図ること。
 - (2) 事業活動で使用する物品等の転倒、落下等の防止のための措置を講ずること。
 - (3) 出火の防止のための措置を講ずること。

- (4) 災害時の初期対応に必要な用具の準備を行うこと。
- (5) 災害時に必要な飲料水、食料等の災害時に従業員等が必要とする物資の備蓄又は確保を図ること。
- (6) 避難経路、避難場所および避難方法についての確認および従業員等への周知を行うこと。
- (7) 災害対策に関する知識および技術の従業員等への周知を行い、防災訓練を実施すること。
- (8) 災害時における情報の取得および伝達の手段の確認および確保ならびに従業員等への周知を行うこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、日常の災害対策に関し必要な事項
- 2 事業者は、災害時に事業を中断しないよう、又は中断した場合においてはできるだけ 早期に事業を再開できるよう、体制の整備に努めなければならない。

第3章 共助

(市民の共助)

- 第7条 市民は、市が実施する災害対策に関する事業(以下「災害対策事業」という。)に 協力しなければならない。
- 2 市民は、互いの生命、身体および財産を災害から守るため、自主防災組織を結成する よう努めなければならない。
- 3 市民は、自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努めなければならない。

(自主防災組織の責務)

- 第8条 自主防災組織は、地域住民、消防団、事業者等と協力し、地域における防災活動 を実施するとともに、地域住民の安全確保に努めなければならない。
- 2 自主防災組織は、市が実施する災害対策事業に協力しなければならない。

(事業者の共助)

- 第9条 事業者は、市が実施する災害対策事業に協力しなければならない。
- 2 事業者は、自主防災組織が行う災害対策のための活動に協力するよう努めなければな らない。

第4章 公助

第1節 基本方針

(市の責務)

第10条 市は、法第5条の規定に基づき、災害の予防、災害が発生した際の応急対策および 災害の復旧に関する必要な対策を推進することにより、市民の生命、身体および財産を 災害から守るとともに、安全を確保しなければならない。

(市の職員の責務)

第11条 市の職員は、市民の安全な生活を確保するため、防災に関する知識および技術を

習得するとともに、地域における安全なまちづくりのための活動に積極的に参加しなければならない。

(基本方針)

- 第12条 市は、次に掲げる事項を基本として、災害対策を推進するものとする。
 - (1) 市民等との協働により、災害対策を推進すること。
 - (2) 災害時の備えを中心とした災害に強いまちづくりを推進すること。

第2節 協働による災害対策の推進

(自主防災組織の育成および支援)

- 第13条 市は、自主防災組織の育成のため、必要な助成および研修の実施ならびに自主的な防災に係る意識の啓発に努めなければならない。
- 2 市は、自主防災組織の活動の促進を図るため、自主防災組織の行う災害対策のための 活動において指導的役割を担う人材の育成その他必要な支援に努めなければならない。

(災害時要援護者への支援)

- 第14条 市は、災害時要援護者への情報の提供および避難の支援が円滑に行われるよう体制の整備に努めなければならない。
- 2 市は、前項に規定する体制の整備を行うため、災害時要援護者に係る秋田市個人情報 保護条例(平成17年秋田市条例第11号)第2条第2号に規定する個人情報(以下「個人 情報」という。)のうち規則で定めるものについて、自主防災組織、民生委員法(昭和 23年法律第198号)に規定する民生委員および地方自治法(昭和22年法律第67号)第260 条の2第1項に規定する地縁による団体に対し提供し、必要な個人情報を共有させるこ とができる。
- 3 前項に規定する個人情報の提供を受けたものは、当該情報を適正に管理しなければな らない。

(知識の普及等)

- 第15条 市は、防災に関する知識の普及を積極的に推進するとともに、防災教育の充実を 図り、市民の防災知識の向上および防災意識の高揚に努めなければならない。
- 2 市は、関係機関と連携を図り、防災訓練を積極的に実施するよう努めなければならない。

(情報の提供)

- 第16条 市は、危険箇所、避難場所、避難所その他災害対策に係る施設等を表示した地図 を作成し、災害対策に関する情報を市民に提供しなければならない。
- 2 市は、災害時における地震情報、気象情報等を早急かつ正確に把握し、市民が、市民 サービスセンターその他の市の施設において情報を入手できる体制を整備しなければな らない。

(ボランティア活動への支援等)

第17条 市は、災害が発生した場合におけるボランティアによる被災者への支援活動の円滑な実施を確保するため、平常時から幅広い組織づくりを推進するとともに、活動拠点および物資の提供その他必要な支援ならびに連絡調整を行う体制の確立に努めなければならない。

第3節 災害に強いまちづくりの推進

(応急医療体制の整備)

第18条 市は、あらかじめ災害時における応急医療体制を整備するとともに、災害時においては、市民等および医療機関と連携協力し、傷病者の救護に当たらなければならない。

(備蓄物資の整備)

第19条 市は、災害時に必要な備蓄物資の計画的な整備を行わなければならない。

(応急対策を行うための体制の確立)

第20条 市は、災害時においては、直ちに法第23条の2第1項の規定により設置する災害 対策本部(以下「災害対策本部」という。)を中心とする応急対策を行うための体制を確 立しなければならない。

(避難所の開設等)

第21条 市は、災害時において被災者の支援のため必要があると認めるときは、速やかに 避難所を開設し、運営しなければならない。

(施設又は設備の復旧)

第22条 市は、災害により電気、ガス、通信、交通その他の市民の生命又は社会生活の維持に必要な施設又は設備が被災したときは、各事業者に対し、速やかな復旧を要請するとともに、的確な情報提供を行うよう求めるものとする。

(復旧の推進)

- 第23条 市は、災害により市の区域内に甚大な被害が発生したときは、国、他の地方公共 団体および関係機関と連携協力し、早期の復旧に努めなければならない。
- 2 市は、前項に規定する場合には、市民生活の円滑な再建を図り、都市機能の速やかな 回復に資するため、早期に災害対策本部を中心とする復旧体制を確立しなければならな い。

(防災に係る協定)

第24条 市は、災害時に他の地方公共団体、公共的団体および事業者に対し、協力の要請 を迅速かつ円滑に行えるよう、あらかじめ防災に係る協定を締結するものとする。

(他の地方公共団体への支援)

第25条 市は、前条の協定の有無にかかわらず、大規模な災害が発生した地方公共団体に対し、応急対策に関する必要な支援を行うものとする。

第5章 雑則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成24年10月3日条例第47号) この条例は、公布の日から施行する。

資料 1 - 7 秋田市災害対策基本条例施行規則

平成24年3月26日 条例第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田市災害対策基本条例(平成24年秋田市条例第3号。以下「条例」 という。)第26条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害時要援護者に係る個人情報)

- 第2条 条例第14条第2項に規定する規則で定めるものは、市内に居住する災害時要援護者(原則として1年以上の期間継続して医療機関に入院している者および福祉施設に入所している者を除く。)であって、次の各号のいずれかに該当するものに係る氏名、住所、年齢および性別とする。
 - (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護状態区分が要介護3から要介護5までのいずれかに該当する旨の認定を受けている者
 - (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)に規定する視覚障害の障害の程度が1級であるもの又は聴覚障害もしくは肢体不自由の下肢もしくは体幹の機能障害の障害の程度が1級もしくは2級であるもの

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。